

平成 24 年度柔道整復療養費の改定について

1. 「議論の整理」(平成 23 年 12 月 6 日社会保障審議会医療保険部会)(抄)

6. 給付の重点化・制度運営の効率化 (療養費の見直し)

- 柔道整復等の療養費について、審査体制の強化などその適正な支給を求める意見が多かったこと、会計検査院等からも指摘を受けていること、療養費は国民医療費の伸びを近年上回って増加している現状などを踏まえ、平成 24 年度療養費改定において適正化するとともに、関係者による検討会を設け、中・長期的な視点に立って、柔道整復療養費等の在り方を見直しを行う。

2. 基本的考え方(案)

- 平成 22 年柔道整復療養費改定の効果をみると、都道府県別の請求部位数について、なお大きな格差が残存しているため、さらなる見直しを行う。

【多部位施術(現行)】

- ・3 部位目の施術は 70/100 に減額して支給。4 部位目以上は支給せず。

- また、平成 22 年の会計検査院の指摘において、「長期又は頻度が高い施術が必要な場合には、例えば、申請書にその理由を記載させるなどの方策をとること。」とされており、長期及び頻度の高い施術に対する見直しを行う。

【長期施術(現行)】

- ・5 月超の施術について、80/100 に減額して支給

【頻回施術(現行)】

- ・減額なし。

- 急性又は亜急性の外傷性の負傷に対する施術が支給対象とされていることを踏まえ、受傷初期段階での施術の充実を図る観点からの見直しを行う。

- その他、頻度が高い施術について支給申請書に理由書を添付する等の運用見直しを行う。

3. 柔道整復療養費の改定率について

- 社会保障審議会医療保険部会や会計検査院から柔道整復療養費の適正化についての指摘をうけている現状などを踏まえ、改定率をどの様な水準にするか。

(参考)

平成 24 年度診療報酬改定率 + 0.00%